

大分県報

令和二年
五月一日
（五）
（四）

（金曜日）

目次

告示

大分県土木設計業務等委託契約約款の一部改正……………一

大分県公共工事請負契約約款の一部改正……………二

大分県建築設計業務等委託契約約款の一部改正……………三

告示

大分県告示第二百八十五号

大分県土木設計業務等委託契約約款（平成二十三年大分県告示第三百十七号）の一部を次のように改正する。

令和二年五月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第一条第十一項中「第五十四条」を「第五十六条」に改める。

第四条第一項第五号中「てん補する」を「填補する」に改め、同条第三項中「第五十条第三項各号」を「第五十一条第三項各号」に改める。

第二十九条第一項中「第四十九条」を「第五十条」に改め、同条第二項中「てん補された」を「填補された」に改める。

第四十一条第一項中「又は第四十三条」を「、第四十三条又は第四十四条第一項」に改める。

第四十三条第一項第九号中「第四十五条又は第四十六条」を「第四十六条又は第四十七条」に改める。

第五十五条を第五十七条とし、第五十二条から第五十四条までを二条ずつ繰り下げる。

第五十一条第一号中「第四十五条又は第四十六条」を「第四十六条又は第四十七条」に改め、同条を第五十三条とする。

第五十条第一項第三号及び第二項第一号中「又は第四十三条」を「、第四十三条又は第四十四条第一項」に改め、同条を第五十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（賠償の予約）

第五十二条 受注者は、第四十四条第一項各号（同項第四号に規定する刑法第九十八条に規定する刑が確定したときを除く。）のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、この契約による業務委託料の十分の二に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。業務が完成した後においても同様とする。

2 前項の規定は、発注者に生じた損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、その超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

第四十九条第一項及び第二項中「第四十三条」の下に「、第四十四条第一項」を加え、「第四十五条又は第四十六条」を「第四十六条又は第四十七条」に改め、同条第三項中「き損した」を「毀損した」に改め、同条第五項第一号及び第七項中「第四十三条」の下に「、第四十四条第一項」を加え、「第四十五条又は第四十六条」を「第四十六条又は第四十七条」に改め、同条を第五十条とする。

第四十七条中「第四十五条」を「第四十六条」に改め、同条を第四十八条とする。

第四十六条を第四十七条とし、第四十五条を第四十六条とする。

第四十四条中「第四十二条各号」の下に「、第四十三条各号」を加え、「前条各号」を「前条第一項各号」に、「前二条」を「前三条」に改め、同条を第四十五条とする。

第四十三条の次に次の一条を加える。

（談合等不正行為による解除権）

第四十四条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）第三条若しくは第十九条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第八条第一号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第七条の二第一項（独占禁止法第八条の三において準用する場合を含む。）又は第二十条の二から第二十条の六の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第六十三条第二項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第七条、第八条の二若しくは第二十条の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第三条、第八条第一号若しくは第五号又は第十九条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第三条又は第八条第一号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六若しくは第九十八条又は独占禁止法第八十九条第一項若しくは第九十五条第一項第一号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、第四条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第五十二条第一項に規定する賠償金に充当することができる。

附則
この告示は、公示の日から施行する。

大分県告示第二百八十六号

大分県公共工事請負契約約款（平成二十三年大分県告示第三百十六号）の一部を次のように改正する。

令和二年五月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第四条（A）第一項第五号中「てん補する」を「填補する」に改め、同条第三項中「第五十五条第三項各号」を「第五十六条第三項各号」に改める。

第四条（B）第三項中「第五十五条第三項各号」を「第五十六条第三項各号」に改める。

第二十七条、第二十八条第一項及び第二十九条第二項中「第五十八条第一項」を「第六十条第一項」に、「てん補された」を「填補された」に改める。
第四十六条第一項中「又は第四十八条」を「、第四十八条又は第四十九条第一項」に改める。
第四十八条第一項第十号中「第五十一条又は第五十二条」を「第五十二条又は第五十三条」に改める。
第六十一条を第六十三条とし、第五十七条から第六十条までを二条ずつ繰り下げる。
第五十六条第一項第一号中「第五十一条又は第五十二条」を「第五十二条又は第五十三条」に改め、同条を第五十八条とする。
第五十五条第一項第三号及び第二項第一号中「又は第四十八条」を「、第四十八条又は第四十九条第一項」に改め、同条を第五十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

第五十七条 受注者は、第四十九条第一項各号（同項第四号に規定する刑法第九十八条に規定する刑が確定したときを除く。）のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、この契約による請負代金額の十分の二に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。工事が完成した後においても同様とする。

2 発注者は、前項の場合において、受注者が共同企業体で既に解散しているときは、当該共同企業体の構成員であった全ての者に対して同項に定める額の賠償金の支払を請求することができる。この場合において、請求を受けた者はその額を連帯して発注者に支払わなければならない。

3 第一項の規定は、発注者に生じた損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、その超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
第五十四条第三項中「第四十八条」の下に「、第四十九条第一項」を加え、「第五十一条又は第五十二条」を「第五十二条又は第五十三条」に改め、同条第四項及び第五項中「き損した」を「毀損した」に改め、同条第八項中「第四十八条」の下に「、第四十九条第一項」を加え、「第五十一条又は第五十二条」を「第五十二条又は第五十三条」に改め、同条を第五十五条とする。

第五十三条中「第五十一条」を「第五十二条」に改め、同条を第五十四条とする。
第五十二条を第五十三条とし、第五十一条を第五十二条とする。
第五十条第一項中「又は第四十八条各号」を「、第四十八条各号又は第四十九条第一項各号」に改め、同条を第五十一条とする。

第四十九条中「第四十七条各号」の下に、「第四十八条各号」を加え、「前条各号」を「前条第一項各号」に、「前二条」を「前三条」に改め、同条を第五十条とする。
第四十八条の次に次の一条を加える。

（談合等不正行為による解除権）

第四十九条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）第三条若しくは第十九条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第八条第一号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第七条の二第一項（独占禁止法第八条の三において準用する場合を含む。）又は第二十条の二から第二十条の六の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第六十三条第二項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第七条、第八条の二若しくは第二十条の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第三条、第八条第一号若しくは第五号又は第十九条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第三条又は第八条第一号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が発注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六若しくは第九十八条又は独占禁止法第八十九条第一項若しくは第九十五条第一項第一号に規定する刑が確定したとき。
前項の規定によりこの契約が解除された場合において、第四条の規定により契約保証金

の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該保証金又は担保をもって、第五十七条第一項に規定する賠償金に充当することができる。
別記様式中「（審60審監委）」を「（審62審監委）」に改める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

大分県告示第二百八十七号

大分県建築設計業務等委託契約約款（平成二十三年大分県告示第五百七十三号）の一部を次のように改正する。

令和二年五月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第一条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第五十九条」を「第六十一条」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第五項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 受注者は、発注者に対し、業務を遂行する上で必要と認められる説明を行うよう努めなければならない。

第四条第一項第五号中「てん補する」を「填補する」に改め、同条第三項中「第五十五条第三項各号」を「第五十六条第三項各号」に改める。

第十三条の二（A）第一項中「。以下同じ」を削り、「構造物若しくは成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」を「建築物若しくは本件建築物（以下「本件建築物等」に、「本件構造物等」を「本件建築物等」に改め、「無償で」を削り、同条第二項中「本件構造物等」を「本件建築物等」に改める。

第十三条の二（B）第一項中「構造物又は成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」を「建築物又は本件建築物（以下「本件建築物等」に改め、「無償で」を削り、同条第二項中「本件構造物等」を「本件建築物等」に改め、「無償で」を削る。

第三十四条第一項中「第五十四条」を「第五十五条」に改め、同条第二項中「てん補された」を「填補された」に改める。

第四十六条第一項中「又は第四十八条」を「、第四十八条又は第四十九条第一項」に改める。

第四十八条第九号中「第五十条又は第五十一条」を「第五十一条又は第五十二条」に改める。

第六十条を第六十二条とし、第五十九条を第六十一条とし、第五十八条を第六十条とする。

第五十七条第一項中「(第四十二条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。）」を受けた日から」を「の規定による引渡しを受けた場合はその引渡しの日から本件建築物の工事完成後二年、第四十二条第一項又は第二項の規定による部分引渡しを受けた場合はその引渡しの日から当該部分を利用した工事の完成後」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、これらの場合であっても、成果物の引渡しの日から十年以内でなければ、請求等を行うことができない。

第五十七条を第五十九条とする。

第五十六条第一項第一号中「第五十条又は第五十一条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同条を第五十八条とする。

第五十五条第一項第二号中「この」の下に「契約の」を加え、同項第三号及び同条第二項第一号中「又は第四十八条」を「、第四十八条又は第四十九条第一項」に改め、同条を第五十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(賠償の予約)

第五十七条 受注者は、第四十九条第一項各号(同項第四号に規定する刑法第九十八条に規定する刑が確定したときを除く。）」のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、この契約による業務委託料の十分の二に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。業務が完成した後においても同様とする。

2 前項の規定は、発注者に生じた損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、その超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

第五十四条第一項中「第四十八条」の下に「、第四十九条第一項」を加え、「第四十二条」を「第四十二条第一項又は第二項」に、「第五十条又は第五十一条」を「第五十一条又は第二項」に改め、「第四十八条」の下に「、第四十九条第一項」を加え、「第五十条又は第五十一条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同条第三項中「き損した」を「毀損した」に改め、同条第五項第一号中「第四十八条」の下に「、第四十九条第一項」を加え、「第五十条又は第五十一条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同条第七項中「第四十八条」の下に「、第四十九条第一項」を加え、「第五十条又は第五十一条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同条を第五十五条とする。

第五十三条を第五十四条とする。

第五十二条中「第五十条」を「第五十一条」に改め、同条を第五十三条とする。

第五十一条を第五十二条とし、第五十条を第五十一条とする。

第四十九条中「第四十七条各号」の下に「、第四十八条各号」を加え、「前条各号」を「前条第一項各号」に、「前二条」を「前三条」に改め、同条を第五十条とする。

第四十八条の次に次の一条を加える。

(談合等不正行為による解除権)

第四十九条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）」第三条若しくは第十九条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第八条第一号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第七条の二第一項(独占禁止法第八条の三において準用する場合を含む。）」又は第二十条の二から第二十条の六の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。))を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第六十三条第二項の規定により取り消された場合を含む。))。

二 納付命令又は独占禁止法第七条、第八条の二若しくは第二十条の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。))に対して行われたときは受注者等に対する命令で確定したものをい、受注者等に対して行われていないときは各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。))において、この契約に関し、独占禁止法第三条、第八条第一号若しくは第五号又は第十九条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第三条又は第八条第一号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が発注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。))に入札(見積書の提出を含む。))が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。))

む。)の刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十六条の六若しくは第九十八条又は
独占禁止法第八十九条第一項若しくは第九十五条第一項第一号に規定する刑が確定した
とき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、第四条の規定により契約保証金
の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又
は担保をもって第五十七条第一項に規定する賠償金に充当することができる。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

令和二年五月一日

大分県報号外(告示)